

◎新潟県告示第800号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定した道路の位置を次のとおり廃止した。

令和元年12月27日

新潟県上越地域振興局長

1 廃止した指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 廃止の年月日

令和元年12月18日

3 廃止した指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
○廃止した部分（昭和39年7月28日指定の全部）		
(イ) 糸魚川市中央2丁目166番2の内、166番15の内	4.00	27.30
(ロ) 糸魚川市中央2丁目1150番2、1150番7、1150番7地先水路	4.00	18.20
(ハ) 糸魚川市中央2丁目1150番1、1150番6、1150番6地先水路	4.00	18.20
(ニ) 糸魚川市中央2丁目165番1、165番8、165番10、165番11、165番10地先水路、165番11地先水路	4.00	18.20